



大津市公報

令和元年9月30日
号外(第27号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

| 条 例 | |
|---|----|
| 19 大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例..... | 1 |
| 20 大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例..... | 12 |
| 21 大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例..... | 15 |
| 22 会計年度任用職員制度の導入等による職員の任用の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例..... | 19 |

条 例

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を公布する。
令和元年9月30日

大津市長 越 直 美

大津市条例第19号

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項において準用する地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)のうち地方公営企業法第15条第1項に規定する企業職員(以下「企業職員」という。)又は法第57条に規定する単純な労務に雇用される者(企業職員を除く。以下「技能労務職員」という。)に該当する者を除く会計年度任用職員(以下「一般の会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償に関する事項並びに会計年度任用職員のうち技能労務職員に該当する者(以下「技能労務職会計年度任用職員」という。)の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(給与)

第2条 一般の会計年度任用職員に対して支給する給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に該当する者(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあつては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び退職手当をいい、同項第1号に掲げる職員に該当する者(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあつては報酬及び期末手当をいう。

2 一般の会計年度任用職員の給料及び報酬は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員(一般の会計年度任用職員である者に限る。以下この条から第7条までにおいて同じ。)の給料は、次に掲げる給料表によるものとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表の定めるところによる。

行政職給料表(別表第1)

福祉職給料表(別表第2)

ア 福祉職給料表

イ 福祉職給料表

ウ 福祉職給料表

医療技術職給料表(別表第3)

看護保健職給料表(別表第4)

教育職給料表(別表第5)

2 前項の規定にかかわらず、職務の内容を考慮し、同項の給料表を適用することが適当でないフルタイム会計年度任用職員に対する給料月額は、723,000円を超えない範囲内において任命権者が市長と協議して定める。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第4条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第5条 大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号。以下「給与条例」という。)第20条(第3項及び第5項を除く。)から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1の会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなして、前項の規定を適用する。

3 6月に期末手当を支給する場合において、その前年度の末日まで本市の一般職に属する職員(1週間当たりの勤務時間が30時間に満たない者を除く。)として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者(その任期の定めが6月に満たない者に限る。)であって、そのフルタイム会計年度任用職員としての任期の定めと前年度の末日を含む期間の任用に係る任期の定め(任期の定めがない職員として任用されていた場合にあつては、その勤続期間)との合計が6月以上となるものは、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなして、第1項の規定を適用する。

(フルタイム会計年度任用職員の退職手当)

第6条 フルタイム会計年度任用職員のうち退職手当の支給を受けることができる者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に条例で定める。

(準用)

第7条 給与条例第6条、第7条、第9条の3、第10条から第17条の2まで及び第19条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第8条 パートタイム会計年度任用職員(一般の会計年度任用職員である者に限る。以下この条から第16条まで、第18条、第20条及び第21条において同じ。)の報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

月額報酬(月額をもって定める報酬をいう。以下同じ。) 基準月額に、当該報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間数を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額

日額報酬(日額をもって定める報酬をいう。以下同じ。) 基準月額を21で除して得た額に、当該報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間数を7.75で除して得た数を乗じて得た額

時間額報酬(1時間当たりの額をもって定める報酬をいう。以下同じ。) 基準月額を162.75で除して得た額

2 前項各号による報酬の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項各号の「基準月額」とは、同項各号の報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が38時間45分であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして第3条及び第4条の規定を適用して得た額に、100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、特殊な専門的知識を必要とする業務に従事するパートタイム会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の額は、月額報酬については564,500円を超えない範囲内で、日額報酬については20,000円を超えない範囲内で、時間額報酬については10,000円を超えない範囲内で任命権者が市長と協議して定める。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法等)

第9条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 月額報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職したときは、その日の属する月の末日までの報酬を支給する。

3 月額報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その期間の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 日額報酬又は時間額報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額の算出)

第10条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。

月額報酬 第8条第1項第1号に定める額に12を乗じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職員の1年間の勤務時間数として一般職の職員(給与条例の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)の例により算定した数で除して得た額

日額報酬 第8条第1項第2号に定める額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間数で除して得た額

時間額報酬 第8条第1号第3号に定める額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第11条 月額報酬又は日額報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、年次有給休暇又は特別休暇(有給のものに限る。)(次項において「年次有給休暇等」という。)による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額を減額して報酬を支給する。

2 月額報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないときは、当該期間において年次有給休暇等を使用した場合その他当該期間のうちに任命権者の承認を得て勤務しない期間が含まれる場合を除き、当該月に係る報酬は、支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第12条 パートタイム会計年度任用職員が、特殊勤務(一般職の職員であるとしたならば大津市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年条例第12号)の規定により特殊勤務手当の支給を受けることとなる業務をいう。)に従事したときは、一般職の職員の特殊勤務手当の例により特殊勤務に係る報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第13条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、一般職の職員の時間外勤務手当の例により時間外勤務に係る報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬)

第14条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、一般職の職員の宿日直手当の例により宿日直勤務に係る報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第15条 夜間勤務(一般職の職員であるとしたならば給与条例第16条の規定により夜間勤務手当の支給を受けることとなる勤務をいう。)を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、一般職の職員の夜間勤務手当の例により夜間勤務に係る報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第16条 休日勤務(一般職の職員であるとしたならば給与条例第17条の規定により休日勤務手当の支給を受けることとなる勤務をいう。)を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員(当該休日勤務に係る勤務時間に相当する時間について、他の日に勤務させないこととされた者を除く。)には、一般職の職員の休日勤務手当の例により休日勤務に係る報酬を支給する。

(端数計算)

第17条 第10条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額及び第13条又は前2条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬又は休日勤務に係る報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第18条 給与条例第20条(第3項及び第5項を除く。)から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(任命権者が市長と協議して定める者を除く。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額に相当する額として任命権者が市長と協議して定める額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1の会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなして、前項の規定を適用する。

3 6月に期末手当を支給する場合において、その前年度の末日まで本市の一般職に属する職員(1週間当たりの勤務時間が30時間に満たない者を除く。)として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者(その任期の定めが6月に満たない者に限る。)であって、そのパートタイム会計年度任用職員としての任期の定めと前年度の末日を含む期間の任用に係る任期の定め(任期の定めがない職員として任

用されていた場合にあっては、その勤続期間)との合計が6月以上となるものは、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなして、第1項の規定を適用する。

(準用)

第19条 給与条例第22条第1項及び第7項、第23条の2及び第25条の規定は、一般の会計年度任用職員の給与の支給について準用する。この場合において、給与条例第22条第7項中「前各項」とあるのは、「大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第19号)第19条において準用する第1項」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第20条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第10条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、当該パートタイム会計年度任用職員に対し、次の各号に掲げる1週間の勤務日数の区分に応じ、当該各号に定める額の費用弁償を支給する。

4日以上 給与条例第10条第2項の規定の例により算定した額

3日以下 1日当たり2,619円を超えない範囲内において任命権者が市長と協議して定める額

2 前項に定めるもののほか、同項の費用弁償の支給について必要な事項は、一般職の職員の通勤手当の例に準じて任命権者が市長と協議して定める。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第21条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、大津市職員等の旅費に関する条例(昭和32年条例第31号)による一般の職員の旅費相当額の費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、一般職の職員の旅費の例に準じて任命権者が市長と協議して定める。

(技能労務職会計年度任用職員の給与の種類及び基準)

第22条 技能労務職会計年度任用職員に支給する給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び退職手当とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員である者については、退職手当を除くものとする。

2 技能労務職会計年度任用職員の給与の額は、一般の会計年度任用職員の給与の額を基準とし、その職務と責任の特殊性を考慮して任命権者が市長と協議して定めるものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が市長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年6月に支給する期末手当に係る特例)

2 令和2年6月に支給する期末手当に係る第5条第3項及び第18条第3項の規定の適用については、これらの規定中「を除く。）」とあるのは、「を除き、臨時的任用職員にあっては、任命権者が市長と協議して定める者に限る。）」又は嘱託職員(1週間当たりの勤務時間が30時間に満たない者を除く。）」とする。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

| 号給 | 給料月額(円) |
|----|---------|
| 1 | 144,100 |
| 2 | 145,200 |
| 3 | 146,400 |
| 4 | 147,500 |
| 5 | 148,600 |
| 6 | 149,700 |
| 7 | 150,800 |
| 8 | 151,900 |
| 9 | 153,000 |
| 10 | 154,400 |

| | |
|----|---------|
| 11 | 155,700 |
| 12 | 157,000 |
| 13 | 158,300 |
| 14 | 159,800 |
| 15 | 161,300 |
| 16 | 162,900 |
| 17 | 164,200 |
| 18 | 165,700 |
| 19 | 167,200 |
| 20 | 168,700 |
| 21 | 170,100 |
| 22 | 172,800 |
| 23 | 175,400 |
| 24 | 178,000 |
| 25 | 180,700 |
| 26 | 182,400 |
| 27 | 184,000 |
| 28 | 185,700 |
| 29 | 187,200 |
| 30 | 188,900 |
| 31 | 190,700 |
| 32 | 192,400 |
| 33 | 194,000 |
| 34 | 195,800 |
| 35 | 197,600 |
| 36 | 199,400 |
| 37 | 200,900 |
| 38 | 202,700 |
| 39 | 204,500 |
| 40 | 206,300 |
| 41 | 207,900 |

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない一般の会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

ア 福祉職給料表

| 号給 | 給料月額（円） |
|----|---------|
| 1 | 157,700 |
| 2 | 158,900 |

| | |
|----|---------|
| 3 | 160,100 |
| 4 | 161,300 |
| 5 | 162,300 |
| 6 | 163,800 |
| 7 | 165,200 |
| 8 | 166,600 |
| 9 | 167,900 |
| 10 | 169,300 |
| 11 | 170,700 |
| 12 | 172,200 |
| 13 | 173,700 |
| 14 | 175,200 |
| 15 | 176,700 |
| 16 | 178,100 |
| 17 | 179,700 |
| 18 | 181,500 |
| 19 | 183,200 |
| 20 | 184,900 |
| 21 | 186,400 |
| 22 | 188,000 |
| 23 | 189,700 |
| 24 | 191,300 |
| 25 | 192,900 |
| 26 | 194,600 |
| 27 | 196,400 |
| 28 | 198,100 |
| 29 | 199,900 |
| 30 | 201,400 |
| 31 | 202,900 |
| 32 | 204,300 |
| 33 | 205,600 |
| 34 | 206,900 |
| 35 | 208,200 |
| 36 | 209,400 |
| 37 | 210,600 |
| 38 | 212,000 |

| | |
|----|---------|
| 39 | 213,400 |
| 40 | 214,800 |
| 41 | 215,800 |
| 42 | 217,000 |
| 43 | 218,100 |
| 44 | 219,300 |
| 45 | 220,200 |
| 46 | 221,300 |
| 47 | 222,200 |
| 48 | 223,200 |
| 49 | 224,000 |

備考

- 1 この表は、保育士、介護福祉士、母子・父子自立支援員、障害福祉窓口業務員、障害者虐待対応員、手話通訳者、障害児相談支援員、地域型保育支援員、保育アドバイザー、家庭相談スーパーバイザー、家庭児童相談員、女性相談員、児童厚生員、子育て支援員その他福祉に係る相談若しくは支援又は保育に関する業務に従事する一般の会計年度任用職員に適用する。
- 2 勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める特別の事情があると認められる保育士の給料月額
は、この表の額に20,000円をそれぞれ加算した額とする。

イ 福祉職給料表

| 号給 | 給料月額(円) |
|----|---------|
| 1 | 144,100 |
| 2 | 145,200 |
| 3 | 146,400 |
| 4 | 147,500 |
| 5 | 148,600 |
| 6 | 149,700 |
| 7 | 150,800 |
| 8 | 151,900 |
| 9 | 153,000 |
| 10 | 157,700 |
| 11 | 158,900 |
| 12 | 160,100 |
| 13 | 161,300 |
| 14 | 162,300 |
| 15 | 163,800 |
| 16 | 165,200 |
| 17 | 166,600 |
| 18 | 167,900 |

備考

- 1 この表は、児童クラブ補助員及び児童クラブ補助指導員に適用する。
- 2 職務の内容、勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める特別の事情があると認められる者の給料月額は、この表の額に7,200円を超えない範囲内で規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

ウ 福祉職給料表

| 号給 | 給料月額(円) |
|----|---------|
| 1 | 186,400 |
| 2 | 188,000 |
| 3 | 189,700 |
| 4 | 191,300 |
| 5 | 192,900 |
| 6 | 194,600 |
| 7 | 196,400 |
| 8 | 198,100 |
| 9 | 199,900 |
| 10 | 201,400 |
| 11 | 208,000 |
| 12 | 209,700 |
| 13 | 211,500 |
| 14 | 213,200 |
| 15 | 214,900 |
| 16 | 216,700 |
| 17 | 218,500 |
| 18 | 220,200 |
| 19 | 221,900 |
| 20 | 223,400 |
| 21 | 224,800 |
| 22 | 226,200 |
| 23 | 227,600 |
| 24 | 229,200 |
| 25 | 230,800 |
| 26 | 232,400 |
| 27 | 233,800 |
| 28 | 235,400 |
| 29 | 236,900 |
| 30 | 238,400 |

備考

- 1 この表は、児童クラブ指導員及び児童クラブ主任指導員に適用する。
- 2 職務の内容、勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める特別の事情があると認められる者の給料月額は、この表の額に14,200円を超えない範囲内で規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

別表第3(第3条関係)

医療技術職給料表

| 号給 | 給料月額(円) |
|----|---------|
| 1 | 168,000 |
| 2 | 169,900 |
| 3 | 171,900 |
| 4 | 173,800 |
| 5 | 175,700 |
| 6 | 177,600 |
| 7 | 179,400 |
| 8 | 181,300 |
| 9 | 186,900 |
| 10 | 188,500 |
| 11 | 190,100 |
| 12 | 191,700 |
| 13 | 193,200 |
| 14 | 194,700 |
| 15 | 196,300 |
| 16 | 197,800 |
| 17 | 199,400 |
| 18 | 201,100 |
| 19 | 202,700 |
| 20 | 204,400 |
| 21 | 205,800 |
| 22 | 207,400 |
| 23 | 209,000 |
| 24 | 210,600 |
| 25 | 212,000 |
| 26 | 213,600 |
| 27 | 215,300 |
| 28 | 217,000 |
| 29 | 218,300 |
| 30 | 219,800 |
| 31 | 221,200 |
| 32 | 222,700 |
| 33 | 224,100 |
| 34 | 225,500 |

| | |
|----|---------|
| 35 | 226,800 |
| 36 | 228,100 |
| 37 | 229,400 |
| 38 | 230,800 |
| 39 | 232,300 |
| 40 | 233,700 |
| 41 | 234,800 |
| 42 | 236,100 |
| 43 | 237,100 |
| 44 | 238,400 |
| 45 | 239,800 |

備考 この表は、食品衛生監視員、獣医師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、作業療法士、歯科衛生士、はり師及びきゅう師に適用する。

別表第4（第3条関係）

看護保健職給料表

| 号給 | 給料月額（円） |
|----|---------|
| 1 | 163,000 |
| 2 | 164,400 |
| 3 | 165,900 |
| 4 | 167,300 |
| 5 | 168,800 |
| 6 | 170,300 |
| 7 | 171,800 |
| 8 | 173,300 |
| 9 | 174,600 |
| 10 | 176,300 |
| 11 | 177,900 |
| 12 | 179,400 |
| 13 | 180,900 |
| 14 | 182,900 |
| 15 | 184,900 |
| 16 | 186,900 |
| 17 | 190,500 |
| 18 | 192,600 |
| 19 | 194,700 |
| 20 | 196,700 |
| 21 | 198,800 |

| | |
|----|---------|
| 22 | 201,100 |
| 23 | 203,400 |
| 24 | 205,700 |
| 25 | 208,100 |
| 26 | 209,500 |
| 27 | 210,900 |
| 28 | 212,100 |
| 29 | 213,500 |
| 30 | 214,900 |
| 31 | 216,400 |
| 32 | 217,600 |
| 33 | 219,000 |
| 34 | 220,500 |
| 35 | 222,000 |
| 36 | 223,500 |
| 37 | 224,700 |
| 38 | 226,400 |
| 39 | 228,100 |
| 40 | 229,800 |
| 41 | 231,100 |

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師、発達相談員、介護支援専門員、介護認定調査員その他看護又は保健に関する業務に従事する一般の会計年度任用職員に適用する。

別表第5（第3条関係）

教育職給料表

| 号給 | 給料月額（円） |
|----|---------|
| 1 | 157,900 |
| 2 | 159,400 |
| 3 | 160,900 |
| 4 | 162,400 |
| 5 | 164,100 |
| 6 | 166,000 |
| 7 | 167,800 |
| 8 | 169,600 |
| 9 | 171,400 |
| 10 | 173,500 |
| 11 | 175,500 |
| 12 | 177,500 |

| | |
|----|---------|
| 13 | 179,500 |
| 14 | 181,700 |
| 15 | 183,900 |
| 16 | 186,100 |
| 17 | 188,400 |
| 18 | 191,000 |
| 19 | 193,500 |
| 20 | 196,000 |
| 21 | 198,500 |
| 22 | 200,200 |
| 23 | 201,900 |
| 24 | 203,600 |
| 25 | 205,100 |
| 26 | 206,500 |
| 27 | 208,100 |
| 28 | 209,600 |
| 29 | 211,300 |

備考 この表は、教育機関その他の規則で定めるものに勤務し、教育に関する業務に従事する一般の会計年度任用職員に適用する。

大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例を公布する。

令和元年9月30日

大津市長 越 直 美

大津市条例第20号

大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職の職員のうち非常勤の職員(市議会議員及び消防団員を除く。以下「特別職の非常勤職員」という。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 別表第1に掲げる特別職の非常勤職員の報酬の額は、同表に掲げるとおりとする。

- 2 別表第2に掲げる特別職の非常勤職員の報酬の額は、同表に掲げる額の範囲内で任命権者が市長と協議して定める。
- 3 前2項の報酬のうち日額若しくは1時間当たりの額又は出勤回数に応じた額をもって定められている報酬を受ける特別職の非常勤職員には、月の初日から末日までの間に当該特別職の非常勤職員が職務に従事した日数若しくは時間数又は出勤回数に応じて、当該月に係る報酬を翌月の20日までに支給する。
- 4 第1項又は第2項の報酬のうち月額をもって定められている報酬(以下「月額報酬」という。)を受ける特別職の非常勤職員が死亡したときは、その日までの報酬を支給する。
- 5 月額報酬を受ける特別職の非常勤職員が月の初日(月の中途においてその職に就いたときにあつては、その職に就いた日)から末日(月の中途においてその職を離れたときにあつては、その職を離れた日)までの期間の全日数にわたって職務に従事することができない場合又は勤務しない場合(任命権者が市長と協議して定める場合を除く。)は、当該月に係る報酬は、支給しない。
- 6 月額報酬を受ける特別職の非常勤職員に報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによ

って計算する。

- 7 前3項に定めるもののほか、月額報酬の支給方法については、大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）に支給する給料の例による。

（費用弁償）

第3条 特別職の非常勤職員が公務のため旅行したときは、別表第1又は別表第2に定める旅費の額を費用弁償として支給する。

- 2 別表第1に掲げる特別職の非常勤職員（選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人を除く。）又は別表第2に掲げる特別職の非常勤職員（任命権者が市長と協議して定める者に限る。）が職務に従事するため市内の当該職務に従事すべき場所（以下「勤務地」という。）に旅行したときは、別表第3に定める額の費用弁償を支給する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する旅行の全部の行程につき公用車を使用した場合（その他の事由により当該特別職の非常勤職員が当該旅行に要する費用を負担しなかった場合を含む。以下同じ。）は費用弁償を支給せず、片道その他一部の行程につき公用車を使用した場合は市長の定めるところによりこれらの規定による額に必要な調整をして費用弁償を支給する。

- 4 費用弁償の支給方法は、一般職の職員に支給する旅費の例による。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用）

第2条 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の勤務に係る報酬及び施行日以後に出発する旅行に係る費用弁償について適用する。

（大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第3条 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、市議会議員（以下別表第1を除き、「議員」という。）の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出し中「及び報酬」を削り、同条第1項中「議員の」及び「及び非常勤職員の報酬」を削り、同条第2項中「若しくは月額をもって定められている報酬（以下「月額報酬」という。）を受ける非常勤職員」、「若しくは月額報酬」及び「又は報酬」を削り、「日割」を「日割り」に改め、同条第3項中「及び月額報酬」を削り、同条第4項を削る。

第3条第1項中「又は非常勤職員」を削り、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「前3項」を「前項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、「又は非常勤職員」を削り、「これらの」を「同項の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項を同条第4項とする。

別表第1中「又は報酬」を削り、同表監査委員の項からその他非常勤職員の項までを削る。

別表第2中「又は勤務地」及び「鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料に限る。」を削る。

（大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 非常勤職員に対する施行日前に従事した職務に係る報酬及び施行日前に出発した旅行に係る費用弁償については、なお従前の例による。

（大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部改正）

第5条 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第38号）の一部を次のように改める。

第4条の2第5項中「大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）の非常勤職員に関する」を「大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第20号）の」に改める。

（大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等の一部改正）

第6条 次に掲げる条例の規定中「大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）」を「大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第20号）」に改める。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成18年条例第6号)第5条第3項

大津市介護保険条例(平成18年条例第13号)第5条第3項

大津市感染症診査協議会条例(平成20年条例第46号)第8条

大津市社会福祉審議会条例(平成20年条例第51号)第6条

大津市小児慢性特定疾病審査会条例(平成27年条例第3号)第3条

大津市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会条例(平成29年条例第28号)第9条第3項

大津市いじめに関する重大事態再調査委員会条例(平成30年条例第1号)第8条第4項

大津市歴史的風致維持向上協議会条例(平成30年条例第40号)第3条第3項

(大津市議会政務活動費交付条例及び大津市議会基本条例の一部改正)

第7条 次に掲げる条例の規定中「大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例」を「大津市議会議員の議員報酬等に関する条例」に改める。

大津市議会政務活動費交付条例(平成13年条例第1号)第5条第3項

大津市議会基本条例(平成27年条例第47号)第10条第2項

別表第1(第2条、第3条関係)

| 区分 | 報酬 | 旅費 |
|------------------------------------|---|---|
| 監査委員 | 日額 28,000円 | 大津市職員等の旅費に関する条例(昭和32年条例第31号)による市長等の旅費相当額。ただし、特別車両料金及び特別船室料金は、支給しない。 |
| 教育委員会委員 | 日額 23,500円 | 同上 |
| 選挙管理委員会委員長 | 日額 28,000円 | 同上 |
| 選挙管理委員会委員 | 日額 23,500円 | 同上 |
| 補充員で臨時に出席した選挙管理委員会委員 | 日額 23,500円 | 同上 |
| 公平委員会委員長 | 日額 28,000円 | 同上 |
| 公平委員会委員 | 日額 23,500円 | 同上 |
| 農業委員会会長 | 月額 48,600円 | 同上 |
| 農業委員会副会長 | 月額 44,600円 | 同上 |
| 農業委員会委員 | 月額 40,500円 | 同上 |
| 農地利用最適化推進委員 | 月額 36,500円 | 同上 |
| 固定資産評価審査委員会委員長 | 日額 28,000円 | 同上 |
| 固定資産評価審査委員会委員 | 日額 23,500円 | 同上 |
| 選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人 | 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)に定める額 | 大津市職員等の旅費に関する条例による一般の職員の旅費相当額 |
| 附属機関の委員 | 日額 9,800円(大津市立学校結核対策審議会の委員(医療関係団体から選出された者である委員に限る。)にあっては、14,000円) | 同上 |

別表第2(第2条、第3条関係)

| 区分 | 報酬の上限額 | 旅費 |
|--------------|------------------------|-------------------------------|
| 産業医 | 月額 150,000円 | 大津市職員等の旅費に関する条例による一般の職員の旅費相当額 |
| 福祉事務所嘱託医 | 月額 90,900円又は日額 20,000円 | 同上 |
| 保健所嘱託医 | 日額 22,000円 | 同上 |
| 葛川診療所の医師 | 1時間につき 20,000円 | 同上 |
| 葛川少年自然の家嘱託医 | 出勤1回につき 15,000円 | 同上 |
| 専門的分野のアドバイザー | 日額 28,000円 | 同上 |
| 顧問弁護士 | 月額 150,000円 | 同上 |
| 鳥獣害対策実施隊員 | 出勤1回につき 3,000円 | 同上 |

別表第 3 (第 3 条関係)

| 居住地から勤務地までの距離 | 費用弁償 (1 回につき) |
|-------------------------|---|
| 路程 2 キロメートル以上10キロメートル未満 | 500円 |
| 路程10キロメートル以上15キロメートル未満 | 1,000円 |
| 路程15キロメートル以上20キロメートル未満 | 1,500円 |
| 路程20キロメートル以上 | 2,000円 ただし、別表第 1 又は別表第 2 の旅費の欄に掲げる額 (鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料に限る。以下「別表第 1 又は別表第 2 による額」という。) によることとした場合には2,000円を超えることとなるときは、別表第 1 又は別表第 2 による額とする。 |

備考 居住地から勤務地までの距離が路程 2 キロメートル未満である場合は、費用弁償を支給しない。

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を公布する。

令和元年 9 月 30 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第21号

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律 (平成14年法律第48号。以下「法」という。) 第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項、地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第24条第 5 項並びに地方公営企業法 (昭和27年法律第292号) 第38条第 4 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第 2 条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部局内で確保することが一定の期間困難である場合

当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部局内で確保することが一定の期間困難である場合

当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであり、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

一定の期間内に終了することが見込まれる業務

一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。))にあつては、これらに相当する承認その他の処分)を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第6号。以下「勤務時間条例」という。)第14条の規定による介護休暇の承認

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により特定業務等従事任期付職員(同条の規定により任期を定めて採用された職員及び前条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))をいう。以下同じ。)の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))又は同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、特定業務等従事任期付職員の任期が3年(前条の規定による場合にあっては、5年。以下この項において同じ。))に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、あらかじめ当該特定業務等従事任期付職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

(特定任期付職員に係る給与の特例)

第7条 特定任期付職員(企業職員である特定任期付職員(以下「特定任期付企業職員」という。))を除く。以下同じ。))には、次の給料表を適用する。

| 号給 | 給料月額(円) |
|----|---------|
| 1 | 374,000 |
| 2 | 422,000 |
| 3 | 472,000 |
| 4 | 533,000 |
| 5 | 608,000 |
| 6 | 710,000 |

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。この場合において、当該特定任期付職員が育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）であるときの給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（特定業務等従事任期付職員に係る給与の特例）

第8条 特定業務等従事任期付職員のうち、大津市立幼稚園に勤務する講師である者（以下「幼稚園任期付講師」という。）の給料月額は、大津市教育公務員の給与に関する条例（昭和32年条例第22号。以下「教育公務員給与条例」という。）第4条及び第5条の規定にかかわらず、教育公務員給与条例別表第1アの表1級1号給から41号給までの範囲内で教育委員会が市長と協議して定める基準に従い教育委員会が定める号給に応じた額（当該幼稚園任期付講師が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、当該額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、幼稚園任期付講師のうち、任期付短時間勤務職員である者の給料月額は、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第9条 特定業務等従事任期付職員のうち、大津市立小学校、中学校等に勤務する講師（以下「小学校等任期付講師」という。）は、幼稚園任期付講師とみなして、教育公務員給与条例及び大津市立幼稚園の教員の給与等に関する特別措置条例（昭和49年条例第65号）の規定並びに前条の規定を適用する。この場合において、教育公務員給与条例第12条第2項中「3,750円」とあるのは「3,800円」と、前条第1項中「41号給」とあるのは「71号給」とする。

第10条 次に掲げる業務（教育委員会が市長と協議して定めるものに限る。）に従事した小学校等任期付講師には、特殊勤務手当として教員特殊業務手当を支給する。

学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

- ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
- イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
- ウ 児童又は生徒の非行防止等のために行う緊急の補導等の業務

修学旅行等（学校が企画し、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

教育委員会が市長と協議して定める大会等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）若しくは勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）をいう。以下同じ。）に行うもの

学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等その他教育委員会が市長と協議して定める日に行うもの

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。

前項第1号アに掲げる業務 8,000円(被害が特に甚大な非常災害(教育委員会が市長と協議して定めるものに限る。)の際に、心身に著しい負担を与えるものとして教育委員会が市長と協議して定める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)

前項第1号イに掲げる業務 7,500円

前項第1号ウに掲げる業務 3,000円(教育委員会が市長と協議して定める場合にあっては、7,500円)

前項第2号及び第3号に掲げる業務 5,100円

前項第4号に掲げる業務 2,700円

- 3 前項に定めるもののほか、教員特殊業務手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会が市長と協議して別に定める。

(給与条例の適用除外等)

- 第11条** 大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第5条、第8条から第9条の2まで、第9条の4、第14条、第16条、第17条、第18条及び第21条の規定並びに教育公務員給与条例第4条、第5条、第6条、第9条、第11条、第12条並びに第13条第1項(扶養手当、住居手当及び勤勉手当に係る部分に限る。)及び第2項の規定は、特定任期付職員には、適用しない。
- 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第2項、第9条の3第3項、第18条の2第1項及び第2項並びに第20条第2項の規定(教育公務員給与条例第13条第1項の規定により一般職員の例によることとされる場合を含む。)並びに教育公務員給与条例第3条の規定の適用については、給与条例第2条第2項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年条例第21号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第3項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3第3項中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第6条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)(医師又は歯科医師である者に限る。)」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」と、教育公務員給与条例第3条中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年条例第21号)第7条第3項に規定する特定任期付職員業績手当」とする。
- 3 給与条例第9条、第9条の2及び第9条の4の規定並びに教育公務員給与条例第12条及び第13条第1項(扶養手当及び住居手当に係る部分に限る。)の規定は、任期付短時間勤務職員(企業職員を除く。次項において同じ。)には、適用しない。
- 4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第14条第3項の規定(教育公務員給与条例第13条第2項の規定により一般職員の例によることとされる場合を含む。)の適用については、給与条例第14条第3項中「短時間勤務職員」とあるのは、「大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年条例第21号)第5条に規定する任期付短時間勤務職員」とする。

(特定任期付企業職員の給与に関する特例)

- 第12条** 公営企業管理者は、特定任期付企業職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

(企業職員給与条例の適用除外等)

- 第13条** 大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年条例第53号。以下「企業職員給与条例」という。)第3条の2、第4条、第4条の3、第6条から第7条まで及び第10条の規定は、特定任期付企業職員には、適用しない。
- 2 特定任期付企業職員に対する企業職員給与条例第2条第1項及び第3条の3の規定の適用については、第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年条例第21号。以下「任期付職員条例」という。)第12条に規定する特定任期付職員業績手当」と、第3条の3中「管理職員に」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付企業職員に」とする。
- 3 企業職員給与条例第4条、第4条の3及び第10条の2の規定は、企業職員である任期付短時間勤務職員には、適用しない。

(委任)

- 第14条** この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間における第10条第2項第5号の規定の適用については、同号中「2,700円」とあるのは、「2,700円(教育委員会が市長と協議して定める場合にあっては、3,600円)」とする。

円)」とする。

会計年度任用職員制度の導入等による職員の任用の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例を公布する。
令和元年9月30日

大津市長 越 直 美

大津市条例第22号

会計年度任用職員制度の導入等による職員の任用の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例
(大津市嘱託職員の報酬等に関する条例及び大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例(平成27年条例第76号)

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例(平成27年条例第80号)

(大津市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第2条 大津市行政不服審査法施行条例(平成28年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第17条中「第2条又は」を削る。

(大津市職員定数条例の一部改正)

第3条 大津市職員定数条例(昭和25年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員(」の次に「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第4項の規定により臨時の職に関して臨時的に任用される者又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により」を加える。

第2条第1項第1号中「1,429」を「1,400」に改め、同項第2号中「304」を「244」に改め、同項第6号中「328」を「415」に、「180」を「285」に改め、同項中「総計 2,432」を「総計 2,430」に改め、同条第2項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第4条第1項第2号中「(平成3年法律第110号)」を削る。

(大津市職員倫理条例の一部改正)

第4条 大津市職員倫理条例(平成27年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「(以下「一般職員」という。)及び同条第3項第3号に掲げる職にある者」を削り、同項第4号中「一般職員」を「職員」に改め、同条第3項及び第4項中「一般職員」を「職員」に改める。

第7条から第11条までの規定中「一般職員」を「職員」に改める。

(大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年条例第21号)第5条に規定する任期付短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第19条の見出しを「(会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間等)」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員」に改める。

(大津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 大津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)中「任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に」を削り、同号ア(イ)及びウ中「特定職に」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年条例第21号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

第2条の3第3号、第2条の4及び第3条第8号中「特定職に」を削る。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第20条第1項の表中「第23条の3」を「第23条の3第1項」に改める。

第21条第2号ア中「特定職に」を削る。

第23条中「において準用する場合を含む。）」の「及び大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第19号)第7条において準用する場合を含む。）」に、「において準用する場合を含む。）」を「及び大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第7条において準用する場合を含む。）」に改める。

「付則」を「附則」に改め、附則第7項中「付則第3項」を「附則第3項」に改め、附則第9項中「第15条」を「第15条第1項」に改める。

(大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」を加える。

(大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第8条 大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

第5条中「第14条第1項」を「第15条」に改める。

第7条第1項中「第14条第3項において準用する」を「第13条第1項の規定により一般職員の例によることとされる」に改める。

第11条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(大津市職員の分限に関する条例の一部改正)

第9条 大津市職員の分限に関する条例(昭和26年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1年」を「、1年」に、「その」を「、その」に、「個々の」を「、個々の」に、「任命権者」を「、任命権者」に改め、同条第4項中「3年」を「、3年」に、「休養」を「、休養」に、「個々の」を「、個々の」に、「については」を「について、」に改め、同条第5項中「前項」を「、前項」に、「衛生管理者」を「、衛生管理者」に、同条第6項中「当該」を「、当該」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項から第4項までの規定の適用については、第1項中「1年を超えない」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期(以下「会計年度任用職員の任期」という。))の」と、第2項中「3年を超えない」とあるのは「会計年度任用職員の任期の」と、「3年に」とあるのは「任命権者が定めた期間に」と、「3年を超えて」とあるのは「会計年度任用職員の任期の範囲内で」と、第3項中「1年を超えない」とあり、及び「2年を超えない」とあり、並びに第4項中「3年を超えない」とあるのは「会計年度任用職員の任期の」とする。

(大津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第10条 大津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の10分の1以下に相当する」を「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、給料に相当する報酬の額)の10分の1に相当する額以下の」に改め、同条第2項中「第15条」を「第15条第1項」に、「前項」を「、前項」に、「1回」を「、1回」に、「第12条」を「第12条第1項」に、「こえない」を「超えない」に、「その月」を「、その月」に、「こえて」を「超えて」に改める。

(大津市職員互助会設置条例の一部改正)

第11条 大津市職員互助会設置条例(昭和29年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 この会は、本市の職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員をもって組織する。

滋賀県市町村職員共済組合の組合員である職員

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員

公立学校共済組合滋賀支部の組合員である職員(本市から給与を受けるものに限る。)

その他市長の承認を受けた職員

(大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第12条 大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「附則第5項」の次に「において準用する地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項」を、「する教育公務員」の次に「(法第22条の2第1項の規定により採用される職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。))」を加え、「(昭和27年法律第292号)第15条」を「第15条第1項」に改め、「企業職員(」の次に「会計年度任用職員を除く。」を、「(企業職員)の次に「及び会計年度任用職員」を加え、「法第22条第5項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の

規定により臨時的に任用される職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第23条の3に次の1項を加える。

2 第5条の規定は、法第22条の3第4項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員には適用しない。

(大津市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第13条 大津市職員等の旅費に関する条例(昭和32年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

職員 市長及び副市長並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員のうち、常勤の職員、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第19号)第21条第1項の費用弁償の支給を受ける者を除く。)及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。

第23条第2項中「第2条第1項第7号」を「第2条第7号」に改める。

(大津市職員退職手当支給条例の一部改正)

第14条 大津市職員退職手当支給条例(昭和37年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員、」を「職員及び」に改め、「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第5項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員」を削る。

第2条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年条例第21号)第5条に規定する任期付短時間勤務職員については、この限りでない。

第7条の次に次の1条を加える。

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したも その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第8条第1項及び第2項中「前条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第3項中「前条」を「第7条」に改め、同条第5項中「。以下「施行令」という。」を削り、「前条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第8条の3第9項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

第2条第2項の規定により職員とみなされる者

(大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第15条 大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年条例第53号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法」に改める。

第2条ただし書を削り、同条に次の3項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に該当する者(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び退職手当とする。

3 第1項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職

員に該当する者(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当及び期末手当とする。

4 第1項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員等」という。)の給与の種類は、給料、管理職手当、管理職員特別勤務手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第15条の見出し中「臨時職員及び」を削り、同条中「臨時に雇用された職員及び」を削り、「非常勤職員(」の次に「この条例の規定の適用を受ける者及び」を加える。

第15条の2の見出し中「再任用職員等」を「特定の職員」に改め、同条を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

第3条の2から第4条まで、第4条の3及び第10条の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

2 第3条の2から第4条まで、第4条の3、第10条及び第10条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員には適用しない。

(大津市教育公務員の給与に関する条例の一部改正)

第16条 大津市教育公務員の給与に関する条例(昭和32年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第5項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員」を「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

(特定の職員についての適用除外)

第13条の2 第6条の規定は、法第22条の3第4項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前の勤務に係る報酬及び特別報酬並びに施行日前に出発した旅行に係る費用弁償については、なお従前の例による。

(大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 施行日前の勤務に係る賃金及び手当並びに施行日前に出発した旅行に係る旅費等については、なお従前の例による。

(大津市行政不服審査法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 施行日前に第2条の規定による改正前の大津市行政不服審査法施行条例第2条の審理員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(大津市職員倫理条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 第4条の規定による改正後の大津市職員倫理条例の規定は、施行日以後にした行為について適用する。

(大津市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 第13条の規定による改正後の大津市職員等の旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(大津市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 第14条の規定による改正後の大津市職員退職手当支給条例(以下この条において「新条例」という。)

第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第3条から第5条の2まで及び第6条から第6条の5までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した額の100分の50に相当する金額とする。

2 前項の規定の適用を受ける者(引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。)に対する新条例第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

(大津市長等の退職手当に関する条例の一部改正)

第8条 大津市長等の退職手当に関する条例(昭和54年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第2条に」を「第2条第1項に」に改める。